

令和2年4月24日

総合科学部  
大学院創成科学研究科地域創成専攻  
大学院創成科学研究科臨床心理学専攻  
大学院総合科学教育部  
学生 各位

総合科学部長  
大学院創成科学研究科地域創成専攻長  
大学院創成科学研究科臨床心理学専攻長  
大学院総合科学教育部長

#### 新型コロナウイルス感染症への対応について（学部学生・大学院生共通）

新型コロナウイルス感染症は、若者も重篤化する恐れがあり、厳格な対応が必要です。学内で感染者が発生した場合は全学休講の可能性もあり、この場合、資格取得や進級・卒業等に影響が及ぶ恐れもあります。

よって学生の皆様には、下記を遵守するとともに、徳島大学HP及び総合科学部HPを少なくとも1日1回は確認し、最新の情報・指示に従うようにしてください。また「教務システム」からの連絡には細心の注意を払ってください。

#### 記

##### 授業開始に当たっての注意事項

###### 1. 授業等について

(1) 授業は、遠隔授業等(※)で実施することが可能な科目のみに限定し、4月15日（水）から実施する。履修登録後、各担当教員から授業の履修方法について教務システムやメール等で連絡するので、指示に従うこと。

また、対面授業は、5月21日（木）以降に、感染防止対策を徹底した上で実施する。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams, Zoom, ライブ配信システム, Manaba 等による教材配布、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

(2) 5月21日（木）までの期間において、国家資格の受験関連科目等で、遠隔授業等の実施が困難な科目については、十分な感染防止対策を講じた上での対面授業の実施が例外的に認めることがある。

(3) ネット環境が十分でない学生に向けて、総合科学部1号館3階301講義室～305講義室を9時00分から17時00分まで開放する。使用ルールを厳守の上、必要に応じて利用すること。

## 2. 授業開始に当たっての注意事項

(1) 全ての学生（新生及び在学学生）について、5月20日（水）までの間に、やむを得ず徳島県以外の都道府県へ移動する場合は、必ず学務係へ連絡すること。また、移動の旅程に変更があった場合は、再び徳島県内に戻った後、速やかに学務係へ連絡すること。

なお、5月20日（水）までの間に、徳島県外に移動した場合は、その理由の如何に関わらず、再び徳島県内に戻って以降、14日を経過するまでの間、自宅待機のうえ体調確認を行っていただくことになるので注意すること。

徳島県内においても、不要不急の外出を避けるとともに、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）を回避し、検温等による健康管理に努めること。

(2) 5月21日（木）までの間に体調不良等がある場合は、必ず学務係へ連絡するとともに「新型コロナウイルスに関する措置」（HP掲載）に従って対応すること。

(3) 体調確認期間の確保や感染等の理由により、遠隔授業等や対面授業に出席できない学生については欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないように配慮するので、各学部学務担当係へ連絡すること。

(4) 3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛すること。

(5) 店舗や自宅の別を問わず、新生歓迎会や複数人による飲み会など、飲食を伴う会合への参加は自粛すること。

## 遠隔授業の受講に当たっての注意事項

1. 受講前に、自身の携帯プランの確認を行い、通信料に留意する。

2. 無料Wi-Fiを利用するため、ファーストフード店、ファミリーレストラン、カフェ、ショッピングモール等に長時間滞在する行為は自粛する。

3. Wi-Fi等を利用するために大学の講義室等を利用する場合は、各自で換気等に努め、席の間隔を2m程度確保（注1）するとともに、常時マスクを着用する（手作りマスクでも可）。

（注1）2m程度の間隔を確保できる場合でも、人が多いと感じたら意識的に移動するよう心がける。

4. 授業のために配付された資料（動画コンテンツ等を含む）や、リンクURL等を第三者に配布することは、著作権等の侵害にあたる可能性があるため、絶対に行わないこと。

## 授業実施のスケジュール

授業開始2日前：4月15日（水）以降5月20日（水）までの間に授業を開始する科目は、教員から履修学生に、教務事務システムで授業開始時期のメール連絡を行う。

※ 5月20日（水）までに開始する授業は、総合科学部HPにも順次掲載する。

4月15日（水）：遠隔授業の開始（準備が整っている科目から順次開始）

5月21日（木）：全ての授業開始

8月及び9月上旬：4月、5月に休講等とした科目や、欠席者の補講を適宜実施する。

## 授業実施に係る遵守事項

1. 手指衛生（手洗い、手指消毒）や咳エチケットを厳守する。
2. 講義室や実習室での受講の際は、マスクを常に着用する。（手作りマスクでも可）
3. 毎日、健康状態の確認（体温測定を含む）を行う。

教育実習、臨床心理実習等に参加される学生は、以下のことを遵守すること。

- (1) 体調で気になることがある場合は、事前に学務係に電話で相談する。
- (2) 実習前日から毎日、実習現場へ行く前に健康状態を確認し、体温および自覚症状の有無を学務係にメールで報告する。締切は毎日昼 12:00。メール送信方法の詳細は別途通知する。

報告を怠っている学生については、感染症対策が十分にできないと判断し、実習の履修停止等の対応を行う。

4. 発熱、咳、咽頭痛などの風邪症状のある場合は登校せず、サークル活動にも参加しない。さらに、友人等を含む他者との濃厚接触（※）を避ける。

（※）厚生労働省は、「手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、発症の2日前までに（マスクなどの）必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者」を濃厚接触の定義としている。

（注1）体温には日内変動があるため、発熱した翌日の朝の体温が平熱であっても解熱したとは判断せず、下記を目安とすること。また、解熱剤を服用した状態で平熱となっても「解熱」とは判断しないこと。

- ・ 37.0度以上 37.5度未満の場合でも、平熱よりも高いと判断される場合は、発熱と考えて解熱後2日を経過するまでは登校しない。
- ・ 37.5度以上の発熱があった場合は、解熱後2日を経過するまでは登校しない。
- ・ 38度以上の発熱があった場合は、その翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでは登校しない。

（注2）次の症状がある者は学務係に連絡し「帰国者・接触者相談センター」に連絡すべきか相談する。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）。
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある者は上記の状態が2日程度続く場合

（注3）コロナ感染が疑われる症状により欠席した場合は補講等の措置を講じるので、無理に登校しないこと。

5. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健所の指示に従う。また、学生係・学務係へ電話で連絡する（治癒するまで出席停止）。

（注1）新型コロナウイルス感染症による欠席については補講等の措置を講じる。

6. 集団感染を避けるために、「①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声」の3つの条件が同時に揃う場所や場面を避ける。

（注1）WHO では予防のため1メートル以上の間隔をあけることを推奨している。

（注2）所属する研究室においても上記の措置をとり、常にマスクを着用するとともに、下記の対応をとる。

- ・マスク着用を推奨する（特に同じ室内に複数名の利用者がいる場合はマスクを常時着用）。
- ・濃厚接触を避けるため、利用者は、お互いに十分な距離をあける。
- ・発熱や強いだるさ、咳、息苦しさ、その他体調に不安のある方は使用を控える。
- ・個人の自習のみで利用し、グループ学習での利用は控える。
- ・室内の換気に努める（換気扇を常時換気とする、1時間に1回以上窓やドアを開ける等）。

7. イベント等の開催及び参加に関しては、密閉空間、密集場所、密接場面では、クラスター（集団）感染発症リスクが高いため、その規模の大小にかかわらず、中止又は自粛を求める。

イベント等とは、学会、シンポジウム、説明会、講習会、懇談会・懇親会等であり、特に、緊急事態宣言の対象地域から来学しての打合せ等も対象とする。

（教職に係る講習会等、資格取得に係るやむを得ないものは例外とする。）

8. 海外渡航については自粛を求める。既に渡航していた学生が帰国した際は、下記の指示に従う。

1) 帰国後2週間は健康観察（体温測定、自覚症状等）を特に厳重に行う。

2) 海外から帰国した学生は、渡航先にかかわらず帰国後14日間は自宅待機とする。

9. 下記ホームページ等を参照し、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の入手に努める。

内閣官房 HP [https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

首相官邸 HP <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

厚生労働省 HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

10. 新型コロナウイルス感染症に関する不適切な情報を SNS 等に流さない。

11. 本人又は同居する家族が PCR 検査を受けることとなった場合は、速やかに学務係へ連絡する。